

2012年8月16日
SMBC日興証券株式会社

業務改善に関する報告書の提出について

SMBC日興証券株式会社は、平成24年8月10日付の業務改善命令に基づき、本日、金融庁に業務改善に関する報告書を提出いたしました。

今般の当社元執行役員が逮捕・起訴された件に関し、お取引をいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、調査委員会からの再発防止に係る提言も踏まえ、本年8月7日に改善策を公表いたしました。既に、一部改善策の態勢は構築し運用を開始しておりますが、改善策の進捗状況および実効性につきましては、社長を委員長とし、内部管理統括責任者、関係役員等で構成される「改善策進捗管理委員会」において検証を行ってまいります。

当社は、今般の事態を真摯に受け止め、改善策の着実な履行を通じて、より一層の内部管理態勢の強化を図り、お客様をはじめ関係者の方々からの信頼回復に全社をあげて努めてまいります。

(ご参考)

本年8月7日に公表した当社の改善策と実施状況

- (1) 証券業務未経験役社員への法人関係情報管理を含む法令遵守意識の徹底
 - ① 証券業務未経験者を法人関係情報取得部門の役員へ直接登用することの原則禁止
(実施時期:平成24年8月対応済み)
 - ② 中途入社役社員に対するフォローアップ研修の強化(実施時期:平成24年9月予定)

- (2) 中途入社(出向者を含む)の執行役員以上の役員登用の手続きの明確化
 - ① 役員面接の実施(実施時期:平成24年8月対応済み)
 - ② プロフィールの事前チェック(実施時期:平成24年8月対応済み)

- (3) 役員の行動管理
 - ① 内部監査部門による役員(取締役及び執行役員)の監査の実施(実施時期:平成24年9月予定)
 - ② 役員行動監視機能の強化(実施時期:平成24年10月予定)
- (4) 出向者の不芳情報に係る情報共有(実施時期:平成24年8月対応済み)
- (5) インサイダー取引防止へのさらなる意識付けの強化
 - ① 社員のインサイダー取引関与等により当社に生じた損害を当該社員に賠償請求することの明文化(実施時期:平成24年8月予定)
 - ② 業務上必要のない法人関係情報を取得しようとする行為の禁止等の明文化(実施時期:平成24年8月対応済み)
- (6) 業務用携帯電話への通話録音機能の導入(実施時期:実施計画策定中)

以上